

分類	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p>子育て支援センター(保育園・認定こども園)</p> <p>対象者： 村内の乳幼児及び保護者</p> <p>内 容： 村内各保育園・認定こども園にて、育児相談・ふれあい保育等の実施 月曜日～金曜日 午前9時～正午/午後1時～4時(無料) (お休みの場合もありますので、各園へ御確認ください。)</p> <p>問合せ： コアクラブ(榛東北部保育園) TEL: 0279-54-2900 ひよこクラブ(榛東中央こども園) TEL: 0279-55-0008 コスモスクラブ(榛東南部こども園) TEL: 0279-54-2572</p>
	<p>子育て支援(幼稚園)</p> <p>対象者： 村内の乳幼児及び保護者</p> <p>内 容： 村内各幼稚園にて、子育て支援センターの開放、育児相談等の実施 月曜日～金曜日 午前10時～11時30分(無料) (お休みの場合もありますので、各園へご確認ください。)</p> <p>問合せ： にこにこクラブ(榛東村立北幼稚園) TEL: 0279-54-3211 たんぽぽクラブ(榛東村立南幼稚園) TEL: 0279-54-7877</p>
	<p>母子保健事業(子育て支援)</p> <p>対象者： 村内の乳幼児及び保護者</p> <p>内 容： 榛東村保健相談センターにて、各種子育て支援の実施 ・子育てサロン「アイアイ」(親子で紙芝居や手遊び、歌などの遊び) ・すくすく教室(離乳食相談、リトミックなどの実施) ・ブックスタート(7か月児健診時に絵本の配布) ・子育て世代包括支援センター(妊娠・出産・子育てにかかわる相談) ・産後ケア事業(委託医療機関での母子のケアや育児支援)</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL: 0279-70-8052</p>
	<p>産前・産後サポート</p> <p>対象者： 村内に住所を有する産前1ヶ月から産後1年の妊産婦(双子など多胎の場合、産前2ヶ月から産後1年までの妊産婦)</p> <p>内 容： 産前・産後に家事・育児の支援が必要な方に支援ヘルパーを派遣し、食事の準備や衣類の洗濯、掃除等の家事援助、育児相談を実施 ※渋川市、吉岡町と共同実施(ファミリー・サポート・センター)</p> <p>時間 午前9時～午後6時まで(1日2時間までの利用) 料金 3回まで無料。4回目以降は1回1,700円。(最大30回まで)</p> <p>問合せ： 《住民生活課 児童福祉係》 TEL: 0279-54-2211</p>
	<p>第3子以降保育料軽減化事業(保育園・認定こども園)</p> <p>対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降で、保育園・認定こども園に通園する乳幼児</p> <p>内 容： 当該年度の末日時点において、同一世帯内に18歳以下の兄弟姉妹が2人以上いる場合、第3子以降の保育料を無料</p> <p>問合せ： 《住民生活課 児童福祉係》 TEL: 0279-54-2211</p>
	<p>第3子以降保育料軽減化事業(幼稚園)</p> <p>対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降で、榛東村立の幼稚園に通園する子供</p> <p>内 容： 当該年度の末日時点において、18歳以下の兄弟姉妹がいる場合、第3子以降の一時預かり保育料を無料</p> <p>問合せ： 《教育委員会事務局 幼稚園係》 TEL: 0279-54-2211</p>

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>第3子以降給食費補助事業</p> <p>対象者： 村内に住所を有し、18歳以下の兄弟姉妹がいる第3子以降の中学生までの子ども</p> <p>内 容： 本村に住所を有する扶養義務者が養育している18歳以下の子どもが3人以上いる場合で、3人目以降の子どもが榛東村内の保育園・認定こども園又は榛東村立の幼稚園・小学校・中学校へ入学されている場合、給食費を村が負担</p> <p>問合せ： 保育園・認定こども園 《住民生活課 児童福祉係》 TEL：0279-54-2211 小学校、中学校及び幼稚園 《学校給食センター》 TEL：0279-54-2629</p>
	<p>給食費10%軽減事業</p> <p>対象者： 村内の幼稚園・小学校・中学校へ通っている幼児・児童・生徒</p> <p>内 容： 村立幼稚園・小学校・中学校給食費の10%相当額を村が負担</p> <p>問合せ： 《学校給食センター》 TEL：0279-54-2629</p>
	<p>福祉医療</p> <p>対象者： 高校生相当までの子ども及び母(父)子家庭等</p> <p>内 容： 高校生相当までの子どもの保険適用の医療費(入院・外来ともに)無料</p> <p>問合せ： 《健康保険課 福祉医療係》 TEL：0279-54-2211</p>
	<p>任意予防接種費用一部助成</p> <p>対象者： 次のいずれかの予防接種を受ける乳幼児及び保護者 ・おたふくかぜ…1歳以上5歳未満</p> <p>内 容： 対象年齢の幼児が、該当の予防接種を受けた場合、自己負担の一部を助成(1人1回のみ 3,000円)</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052</p>
	<p>予防接種モバイルサービス</p> <p>対象者： 村内の乳幼児及び保護者</p> <p>内 容： お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくと電子メールでお知らせする。また、乳幼児健診のお知らせを電子メールでお知らせする。</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052</p>
	<p>不妊・不育治療費助成事業</p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する方 ・法律上の婚姻関係にある夫婦であること。 ・夫婦の双方又はどちらか一方が、申請日に榛東村に住所があること。 ・医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。 ・税金(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。</p> <p>内 容： 医師が必要と認めた一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療及び不育治療(検査費用を含む)の2分の1(千円未満は切り捨て)を助成(治療の種類によって、助成上限額と助成回数異なる。)</p> <p>問合せ： 《健康保険課 保健相談センター》 TEL：0279-70-8052</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>勤労者住宅建設資金利子補給制度</p> <p>対象者： 村内に専用住宅を新築または購入し、金融機関から住宅建設に係る資金の借入を行った給与取得者</p> <p>内 容： 勤労者が金融機関等から建設資金を借りて、榛東村内に専用住宅を新築または購入した場合、金融機関が勤労者に貸付けた額のうち「300万円以内」に対して、「年利1%」の割合で計算した額の利子補給を3年間受けることができる。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 商工労働係》 TEL：0279-54-2211</p>
	<p>太陽光発電補助金制度</p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する方（法人を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること又は村内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること。 ・ 税金等(本人及び同一世帯家族)の滞納がないこと。 ・ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。 <p>内 容： 【村内業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり4万円(上限4kw、16万円まで)。補助金のうち、50%(1,000未満は切捨て)は商業振興券で交付 【村外業者による工事の場合】 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり2万円(上限4kw、8万円まで)</p> <p>問合せ： 《住民生活課 環境衛生係》 TEL：0279-54-2211</p>
	<p>空き家リフォーム補助金</p> <p>対象者： 定住することを目的として空き家をリフォームする方で、次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リフォームした空き家の所在地に、10年以上、住所を定めること。 ・ 村税に滞納がないこと。 ・ 暴力団等でないこと。 <p>内 容： 補助対象費用の2分の1又は50万円のいずれか低い額（加算金あり。最大100万円）</p> <p>問合せ： 《建設課 建築係》 TEL：0279-54-2211</p>
農村体験・就農支援	<p>市民農園の設置</p> <p>対象者： 農業従事者以外の方</p> <p>内 容： 野菜や草花を栽培していただき、自然にふれあうことで農業の楽しさや理解を深めるとともに、他の利用者とのふれあいや協力を通じて、交流を深めることを目的として、市民農園を貸出している。</p> <p>問合せ： 《産業振興課 農政係》 TEL：0279-54-2211</p>